

2015年12月15日 全8頁

公的年金による地域間の再分配

公的年金は世代間に加え、地理的な再分配にも寄与

金融調査部 主任研究員
中里 幸聖

[要約]

- 世代間の所得再分配が公的年金の基本であるが、現在の我が国では、現役世代と高齢世代に地域的な偏在があるため、公的年金は結果として地理的な再分配にも寄与している。
- 都道府県別の公的年金の保険料、年金額の県 GDP 比を比較すると、三大都市圏をはじめとする大都市圏で徴収された保険料が、その他の地域に年金給付として分配されている姿が浮かび上がる。
- 高齢世代等の地域的な偏在が今後とも続くのであれば、公的年金は引き続き地域再分配機能を発揮することとなろう。一方で、国立社会保障・人口問題研究所の推計などでは、今後は大都市圏での高齢化が急激に進行すると予想されている。こうした将来の人口動向を踏まえ、公的年金を通じた所得再分配が地域経済にどのような影響を及ぼしているかの検証も重要である。

1. 公的年金の地理的な再分配効果

(1) わが国の公的年金の大枠と考え方

わが国の公的年金は、全国民共通の国民年金（基礎年金）、被用者対象の厚生年金から成る（公務員などが対象の共済年金は2015年10月より厚生年金に統合）。現役世代が納めた保険料を高齢者の年金給付に充てる仕組み、いわゆる賦課方式を基本とした財政方式で運営されている。また、経済変動や少子高齢化進行に備えて、わが国の公的年金は積立金を有しており、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF：Government Pension Investment Fund）等が積立金を運用している。年金給付においては、保険料収入に加え、年金積立金や税金が充てられている。

公的年金制度は「世代と世代の支え合い」という考え方に基づいて運営されている社会保険である。給付の種類は、加齢による稼得能力減退・喪失に対応する老齢年金、重度の障害に対応する障害年金、稼ぎ手の死亡に対応する遺族年金があり、高齢者に限らず受給することができる。つまり、諸事情により稼得能力を喪失した人に対して、稼得能力のある人からの所得移転の側面がある。ただし、保険方式を基本としており、年金給付を受けられるのは（保険料免

除も含め)一定条件の下で保険料を納付したとみなされる者(及びその家族)である。

社会保険という方式が採られた背景としては、「かつては、親と同居して農業や自営業をともに営む人が多く、自分で親を養っていた。経済成長の過程で、親と別居して都市で働く人が多くなったため、自分で親を養うことが難しくなっていた。こうした社会変化の中で、社会全体で高齢者を支える公的年金制度が整備された」(厚生労働省(以下、厚労省)サイト「教えて!公的年金制度 なぜ公的年金は必要なの?」)と説明されている。別の見方をすれば、年金、介護などの社会保険制度の整備により、核家族世帯や高齢夫婦世帯、単身世帯(未婚、死別を含む)の維持が経済的に可能となったとも言える。社会全体で高齢者等の収入を補完することによって、個人を解放する側面を持つとも言えよう。

なお、本レポートの主題は公的年金による所得再分配であり、前記してきたことも含め経緯や制度的な説明等については最小限としている。

(2) 世代間再分配に加え、結果として地理的な再分配にも寄与

現役世代の保険料によって、高齢者の年金給付に充てることを基本としているわが国の公的年金は、現在の世代間での所得再分配という側面を持つ。しかし、今は高齢となっている世代も現役時代はその前の世代の年金給付に充てる保険料を納めており、異時点間の所得再分配を実現していると捉えることが可能であり、こうした機能は金融的側面を持つとも言えよう。経済学的に考えると、金融は資金の余剰主体から資金の不足主体への資金移転であり、金利等を対価とした現在の手元資金と将来の手元資金の交換行為である。公的年金は、金利等を対価としない、前世代と後世代との間が双方向的ではない、等が狭義の金融との差異である。ただし、前世代が経済を発展あるいは維持したことによって、後世代がその基盤を引き継いで経済活動を展開しているから、そうした意味では双方向的とも考え得る。

こうした世代間の所得再分配が公的年金の基本であるが、現在の我が国では、現役世代と高齢世代に地域的な偏在があるため、公的年金は結果として地理的な所得再分配にも寄与している。本レポートでは、こうした観点から都道府県別の保険料、年金給付、その収支等について整理する。なお、公的年金には共済組合の年金も含まれるが、都道府県別のデータを入手できなかったため、厚生年金、国民年金を対象として記述している¹。

2. 公的年金の都道府県別収支

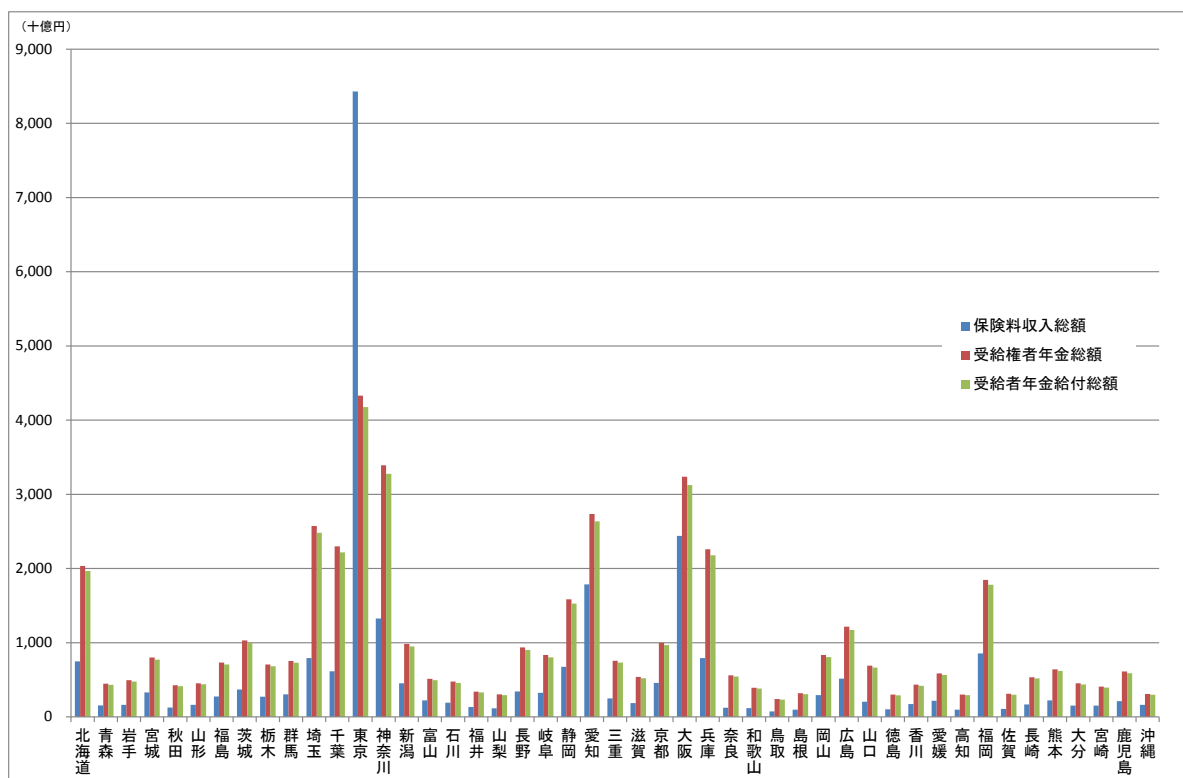
都道府県別の保険料収入総額(以下、保険料)や年金給付総額(以下、年金額)は²、当然な

¹ 厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」の「概要」掲載の「公的年金 制度別受給者年金総額(平成25年度末)」から計算すると、共済組合の年金総額は、公的年金における年金総額の約12%の水準である。

² 本レポートでは、年金給付額について「受給権者年金額」、「受給者年金額」の2種類を示している。受給権者は「年金を受ける権利を持っていて、本人の請求により裁定された者をいう。これには全額支給停止されている者も含む」、受給者は「受給権者のうち、全額支給停止されていない者をいう」(厚生労働省「厚生年金保険・

がらそれぞれ現役世代人口や高齢世代人口が多いところで、相対的に金額が多くなる（図表1）。なお、都道府県別現役世代人口比率、高齢世代人口比率は本レポート末尾に【参考図表】として掲示している。

図表1 公的年金における都道府県別保険料、年金額（2013年度）³



（注1）保険料収入は、厚生年金の収納済額、国民年金の当該年度を含む3箇年度分の収納額（統計上の項目名は「《参考》（A）の保険料額換算」）の合計。

（注2）年金額は厚生年金、国民年金、老齢福祉年金の合計。厚生年金基金代行分を含む。

（出所）厚労省「厚生年金保険・国民年金事業年報」より大和総研作成

本レポートでは、公的年金の経済的側面に着目しているため、以下では都道府県別に、総額ではなく名目県内総生産（以下、県GDP）比で、保険料や年金額の比較を行うこととする。なお、

国民年金事業年報の「用語の解説」より）ということである。つまり、「受給権者年金額」よりも「受給者年金額」の方が実際の給付額に近い数値と言える。ただし、「受給者年金額」の都道府県別のデータは2008年度以前が入手できなかったため、それ以前の年度との比較も考慮し、「受給権者年金額」を中心に記述している。この10年程で見ると、全国ベースで「受給者年金額」は「受給権者年金額」より4%前後少ない水準となっている。

³ 国民年金の「保険料収納済歳入額」は、全国のデータとしては現年度保険料と過年度保険料の合計額が厚労省「厚生年金保険・国民年金事業年報」から入手できる。しかし、都道府県別の保険料の納付状況のデータは、当該年度を含む3箇年度分の納付月数及びその保険料額換算の数値が示されている（統計上の項目名は「《参考》（A）の保険料額換算」）。この換算額と全国の国民年金保険料の合計額は、10年程前は数%の差異であったが、近年では10%程度の差異がある。しかし、厚生年金の保険料は国民年金の保険料の10倍以上であるため、厚生年金と国民年金を合計した総保険料から見ると、その差異は0.6%以内に収まるため、全体の傾向を見るには差支えないと考える。

老齢福祉年金は、国民年金制度が発足した1961年時点で、既に高齢であった人々のために設けられた年金制度である。

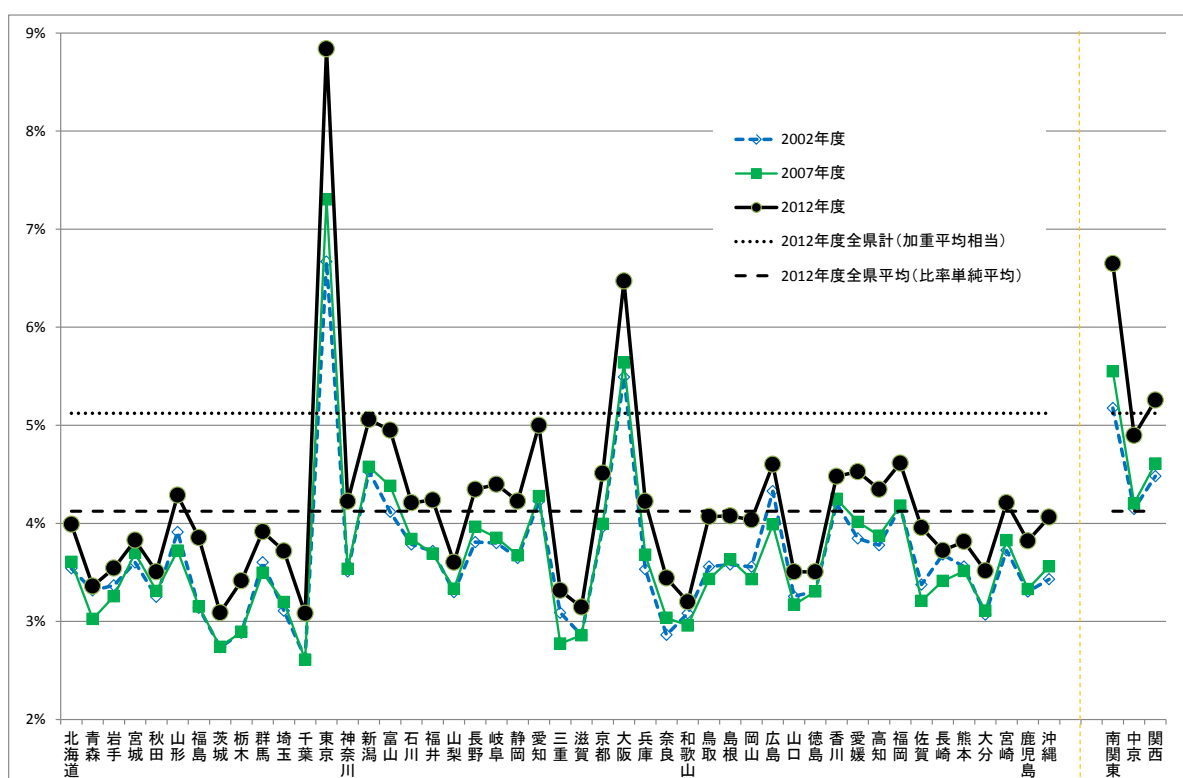
公的年金関係の都道府県別データは本レポート執筆時点で2013年度分まで入手可能となっているものの、県GDPは2012年度までしか出揃っていないので、県GDP比での記述の最新年度は2012年度としている。

また、保険料のほとんどを占める厚生年金（2013年度で総保険料収入の95%程度）については、勤務地ごとの集計となっている。一方、年金給付は居住地ベースである。そのため、居住地と勤務地の相違が大きい県は、地域ごとに統合した結果も提示している。具体的には南関東（埼玉、千葉、東京、神奈川）、中京（岐阜、愛知）、関西（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良）を統合提示している⁴。

（1）都道府県別の保険料収入

図表2は、都道府県別の公的年金の保険料収入の県GDP比である。2002年度と2007年度と比較して、2012年度の保険料収入GDP比は全体的に上昇しているが、都道府県間の相対的な高低は大まかに見て変化はない。

図表2 公的年金の保険料収入の県GDP比



(注) 保険料収入は、厚生年金の収納済額、国民年金の当該年度を含む3箇年度分の収納額（統計上の項目名は「『参考』(A)の保険料額換算」）の合計。

(出所) 厚労省「厚生年金保険・国民年金事業年報」、内閣府「県民経済計算」より大和総研作成

⁴ 総務省「国勢調査」の2010年版における「従業地・通学地集計」において、従業・通学都道府県の「15歳以上自宅外就業者・通学者数」に占める常住都道府県の当該県の比率が90%以下の県について、周辺県との就業者・通学者数の往來の比率を勘案して統合。

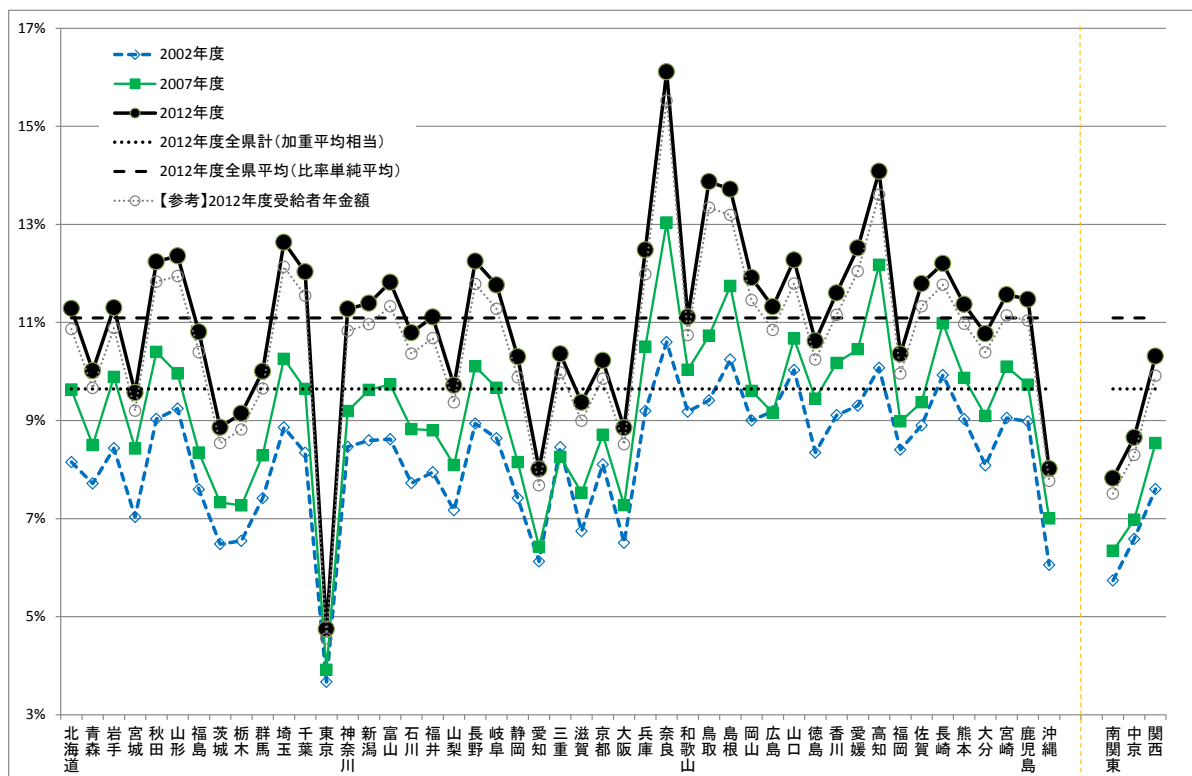
2012年度において、全県計（加重平均に相当）より高いのは東京、大阪、地域としては南関東、関西である。全県平均（GDP比の単純平均）と比較すると、南関東、中京、関西のいずれも平均より高くなる。総じて、大都市を含む都道府県で相対的に高く、それ以外が相対的に低い。

なお、前記したように厚生年金の保険料については勤務地ごとの集計となっているため、東京、大阪、愛知などに通勤している人口が多い周辺県は、保険料を支払っている人の分が勤務地でのカウントとなるため、居住地ベースで想定するよりもGDP比が低くなることとなる。

（２）都道府県別の年金給付

図表3は、都道府県別の公的年金の受給権者年金額の県GDP比である。2002年度、2007年度、2012年度と近年になるほど年金額のGDP比が全体的に上昇している。都道府県間の相対的な高低は大まかに見て変化がないのは、保険料と同様である。

図表3 公的年金の受給権者年金額の県GDP比



(注) 年金額は厚生年金、国民年金、老齢福祉年金の合計。厚生年金基金代行分を含む。

(出所) 厚労省「厚生年金保険・国民年金事業年報」、内閣府「県民経済計算」より大和総研作成

2012年度において、全県計（加重平均に相当）より低いのは宮城、茨城、栃木、東京、愛知、滋賀、大阪、沖縄であり、大都市及び高齢世代比率が相対的に低い県となっている。地域としては南関東、中京は全県計より低いが、関西は高い。総じて、大都市を含む都道府県で相対的に低く、それ以外が相対的に高いが、大都市圏でもベッドタウン的な県は高齢世代の絶対数が

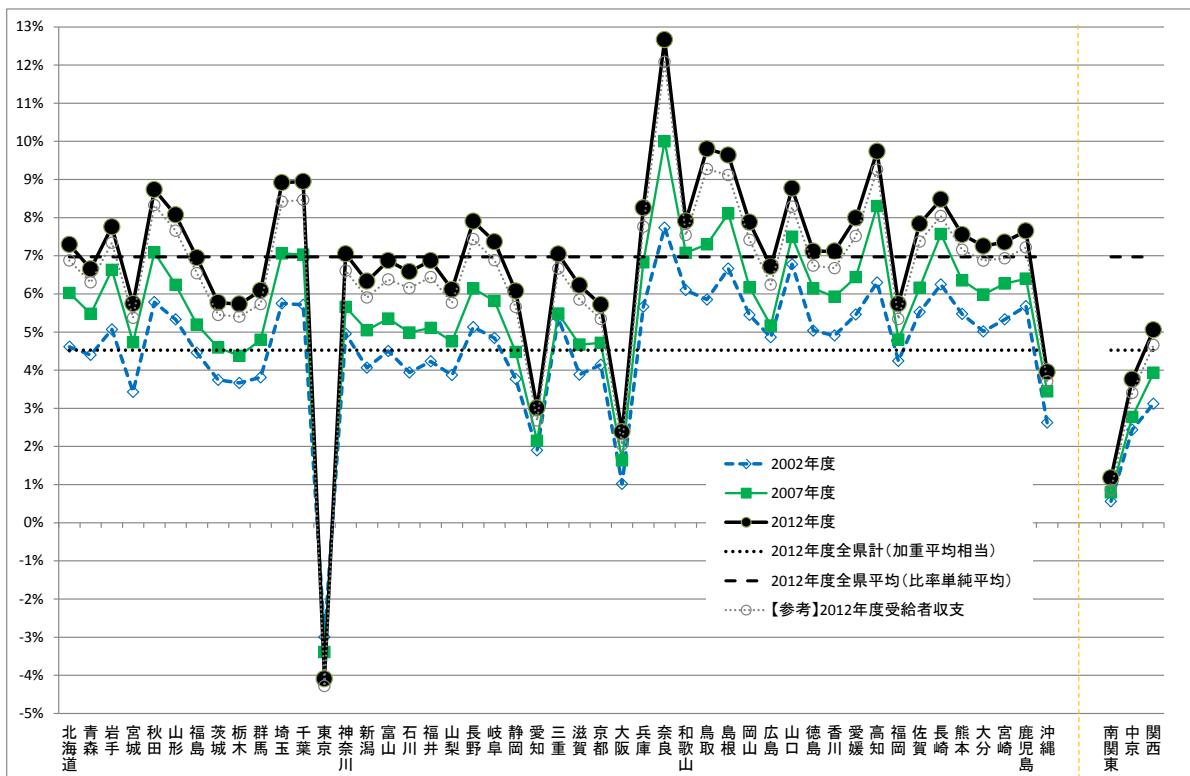
多い事などにより相対的に高くなっている。

(3) 都道府県別の公的年金収支

図表4は、都道府県別の公的年金の収支の県 GDP 比である。年金額をプラス、保険料をマイナスとして、すなわち都道府県単位での公的年金の収支を計算している。東京以外は、2002年度、2007年度、2012年度と近年になるほど収支の GDP 比が上昇している。都道府県間の相対的な高低は大まかに見て変化がないのは、保険料、年金額と同様である。

東京は全都道府県で唯一、収支がマイナスとなっているが、前記したように厚生年金の保険料については勤務地ごとの集計となっている影響である。愛知、大阪も同様の影響が見られ、これらの都府県については、南関東、中京、関西という地域で見た方がより実態に即していると考える。また、年金給付の財源には税金や年金積立金の取り崩しも含まれるため、全体として収支はプラスとなる。

図表4 公的年金の都道府県別収支（年金額－保険料）の県 GDP 比（受給権者年金額）



(注1) 保険料収入は、厚生年金の収納済額、国民年金の当該年度を含む3箇年度分の収納額（統計上の項目名は「《参考》(A)の保険料額換算」）の合計。

(注2) 年金額は厚生年金、国民年金、老齢福祉年金の合計。厚生年金基金代行分を含む。

(出所) 厚労省「厚生年金保険・国民年金事業年報」、内閣府「県民経済計算」より大和総研作成

2012年度において、全県計（加重平均に相当）より低いのは南関東、中京、沖縄である（前記した理由により、ここでは東京、愛知、大阪はそれらを含む地域として記述する。従って、

大阪単独では全県計よりも低い、関西としてみると全県計よりも高い)。全県平均（GDP 比の単純平均）と比較すると、大都市が含まれる県で収支が平均より低く、それ以外の県で平均より高い傾向が表れる。つまり、三大都市圏をはじめとする大都市圏で徴収された保険料が、その他の地域に年金給付として分配されている姿を描くことができよう。なお、沖縄は高齢世代比率が相対的に低い影響が出ていると考えられる。

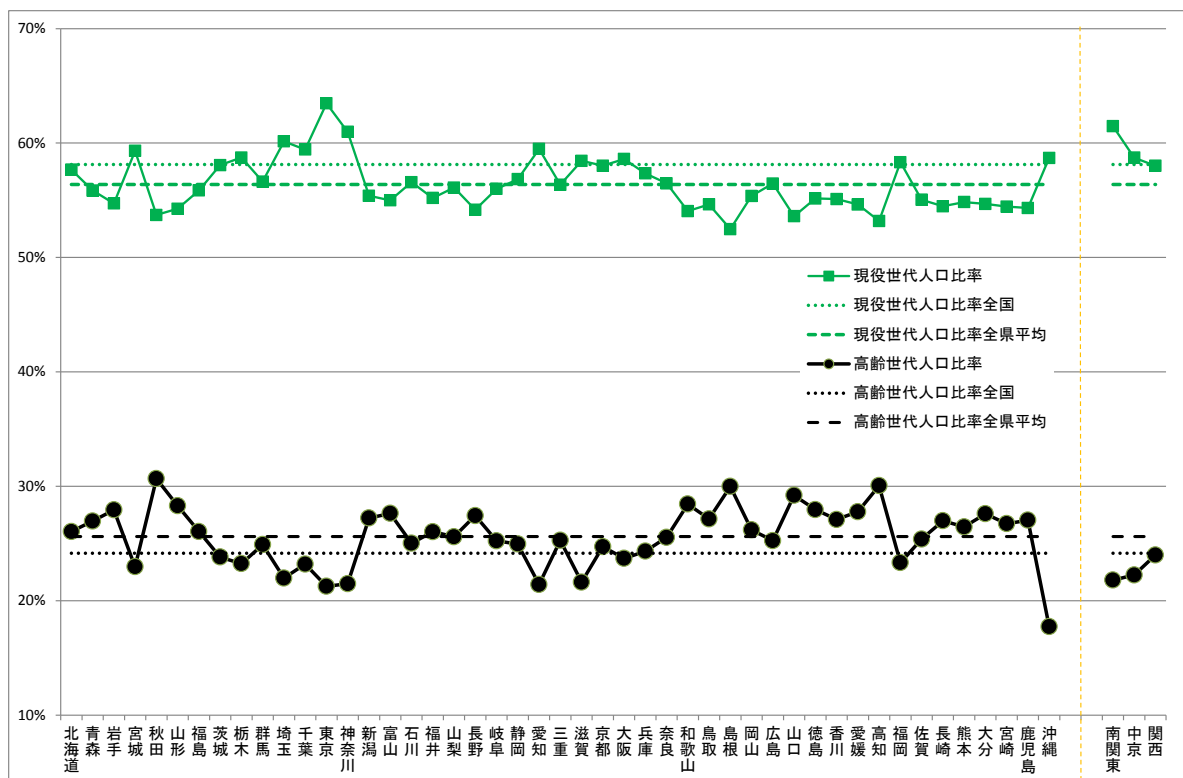
3. おわりに ー 公的年金の地域間の再分配効果の検証へー

公的年金は世代間の所得再分配だけではなく、保険料徴収、年金給付を通じて、地域的な所得再分配の機能も発揮している。これは高齢世代、現役世代の地域的な偏在による結果であり、公的年金が当初からそのような効果を狙っていたわけではないであろう。しかしながら、前記したように「経済成長の過程で、親と別居して都市で働く人が多くなったため、自分で親を養うことが難しくなっていった」（前出）という状況が、公的年金整備の要因の一つであることを考えれば、ある程度必然的な結果なのかもしれない。

高齢世代等の地域的な偏在が今後とも続くのであれば、公的年金は引き続き地域再分配機能を発揮することとなろう。一方で、国立社会保障・人口問題研究所の推計などでは、今後は大都市圏での高齢化が急激に進行すると予想されている。

今回のレポートでは、都道府県別の保険料、年金額、その収支の状況を整理・提示したが、こうした公的年金を通じた所得再分配が地域経済にどのような影響を及ぼしているかの検証も重要と考える。地方創生や国土構造に関する施策は、そうした検証も踏まえたものとするのが望ましいであろう。

【参考図表】 都道府県別現役世代人口比率、高齢世代人口比率（2012年）



(注1) 現役世代は20-64歳、高齢世代は65歳以上としている。

(注2) 「全国」は日本全体の比率。「全県平均」は各都道府県の比率の単純平均。

(出所) 総務省「人口推計」より大和総研作成

関連レポート等

- ・ 中里幸聖「人口構造変化の地域間格差とその影響」（大和総研経営戦略情報、2007年6月29日）
- ・ 中里幸聖「地域経済に対する影響」（（財）年金総合研究センター 主任研究者 鈴木 亘『家計の効用・行動の視点、地域経済への効果等を踏まえた公的年金の役割及び改革に関する実証的研究』平成17（2005）年3月（厚生労働科学研究費補助金 政策科学推進研究事業）掲載）
- ・ 中里幸聖「家計消費における年齢構成変化の視点－世帯主の年齢別割合－」（DIRエコノミスト情報、1999年7月23日）
- ・ 中里幸聖「高齢社会の到来と産業構造の将来像（3）－「家庭内」生活付加価値追求型家計消費－」（DIRエコノミスト情報、1999年5月14日）